

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：23503

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010 年度 ～ 2012 年度

課題番号：22530085

研究課題名（和文） 高齢者財産管理における地域連携モデルの研究

研究課題名（英文）

"Research on Local Community Collaboration Models in Property Management for the Elderly"

研究代表者

澁谷 彰久 (SHIBUYA AKIHISA)

山梨県立大学・国際政策学部・教授

研究者番号：40550463

研究成果の概要（和文）：

地域における高齢者財産管理には、本人の意思を実現するために介護医療分野にも精通した専門家が必要となる。そのために、後見の範囲と後見人の義務を明確にし、担い手の多層化（市民後見人と専門職後見人の連携）が求められる。裁判所の監督機能や信託制度を組み合わせること、自治体などによる公的後見や任意後見の拡大がひとつの方向性である。今後の地域における少子高齢化と財政負担から考えれば、既存の担い手間の連携や各種制度の共同利用を地域単位で行うモデル構築が可能である。

研究成果の概要（英文）：

Specialists also adept in medical care are necessary for the realization of the wishes of the person in question with regards to regional property management for the elderly. For this, the clarification of range of adult guardianship and the responsibilities of guardians, and the multilayerization of bearers (cooperation between citizen guardians and specialist guardians) is required. Combining the courts' supervisory function and trust system, and having local governments increase official guardians and voluntary guardians is one trend. Considering the regional decreasing birthrate and aging population and fiscal burden in the future, model construction of cooperation between existing bearers and joint use of various systems at the regional level would be possible.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
2012 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：(1) 高齢者財産管理 (2) 成年後見制度 (3) 任意後見契約 (4) 信託  
(5) 公的後見人 (6) 市民後見人 (7) 後見の監督

## 1. 研究開始当初の背景

わが国の高齢社会の中で、高齢者自身の財産管理や身上監護に関する法的支援システムの整備が地域の中で求められている。すでに、新成年後見制度の創設による任意後見制度の導入（2000年民法改正）、介護保険制度の導入（2000年）、新信託法の施行（2007年）、公益法人制度改革関連3法の施行（2008年）などにより、今まで個人や家族に多くの負担が集中していたものが、職業的支援者や法人等の担い手による支援に裾野が広がってきた経緯がある。しかしながら、これらの法的制度は、以下のような問題が挙げられる。

（1）制度を利用する側からみて使い勝手の良さやサービスの質・費用の妥当性の問題

（2）実際の制度運用が本来の理念に沿ったものになっているのかという検証の問題

（3）制度の担い手となる専門職や法人、行政・司法・金融機関などとの連携の問題

これらの課題解決のためには、高齢者財産管理における法的保護システムの再構築を行い、既存の制度活用と運用面の見直しを地域コミュニティの視点から行う研究が求められる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、高齢者財産管理における地域連携モデルを明示し、地域コミュニティにおける財産管理モデルの可能性を明らかにすることである。また、山梨県内の関係機関との連携がモデルの制度設計に必要なことを検証する。

## 3. 研究の方法

### （1）法的アプローチ

3つの法領域からのアプローチを行った。第一は成年後見法からのアプローチである。制度の担い手育成や監理監督機能について、

実務家、先行研究からの知見を得ることができ、高齢者の財産管理に関する課題を整理し、財産管理モデル案の基礎検討を実施した。

第二は信託法からのアプローチである。2007年新信託法は商事信託を中心とした改正となっているが、民事信託や福祉型信託については、信託銀行以外の様々な担い手による成果が問われていた。「後見制度支援信託」やパーソナル・トラストのわが国での実務上、法律上の問題を検討整理することを行った。

第三は契約法からのアプローチである。「措置から契約へ」との福祉サービスの契約法的意義につき、福祉分野における介護サービスの評価基準や商品特性を分析することを目指した。

### （2）研究計画

3年の研究期間のうち、はじめの1年間を国内調査と財産管理モデルの検討にあて、残る2年間をドイツ・イギリス等での調査とモデルの検証にあてた。そして、以下の2点について具体的な課題設定を行った。

#### ①地域コミュニティにおける高齢者財産管理の実態把握とモデル案の策定

山梨県内の地域コミュニティを調査対象とし、その中で主として高齢者に特有な財産管理上の問題点を明らかにする。

#### ②ドイツにおける「世話人」制度とイギリスにおける「持続的代理権授与制度」の調査と我が国成年後見制度との比較検討

高齢者財産管理支援の先例国であるドイツの制度とイギリスにおける持続的代理権授与法の制度やProtectorなどによる個人信託の分野での先進的な事例その運用上の問題を調査、分析し、日本における同様の制度への示唆を得る。

#### 4. 研究成果

##### (1) 高齢者財産管理の実態把握と課題

山梨県における高齢化率・独居老人率・認知症患者の増加率はいずれも全国平均と同レベルの水準にある。この調査から得た地域における課題としては、第一に地域内のサービス格差である。多くの職業専門職は中心市街地に集中している。山間部や村落地域の高齢者などに対してどのような見守り、後見の手を差し延べるかが問題となる。第二の課題は、地域において担い手の養成をいかに行うかということである。多くの後見人は、本人の配偶者や家族がその候補者となるが、その負担や今後一人暮らしの老人世帯の増加を考えるならば、誰が本人を支えていくかが重要となる。三つ目の課題は、これらの地域ネットワークを束ねる組織、または監督機能の問題である。担い手同士の情報交換や問題点の共有化が必要となる。さらに、担い手の監督機能が権利擁護や金銭管理面において求められることが明らかになった。

##### (2) 財産管理契約に関する判例調査

成年後見制度や意思能力に関する判例データの収集・分析を行い、高齢者財産管理に必要な法的措置、任意後見契約などの契約スキームの問題点と財産管理形態モデル案を検討する基礎資料が得られた。

##### (3) 海外のける制度調査

イギリスにおける「公的後見人（パブリックガーディアン）」制度の調査と関連する香港、韓国、台湾、中国の信託についても調査を行った。連携研究者との研究体制として、新井誠教授と地域における成年後見制度の普及・啓蒙のためのシンポジウムを実施した（日本国内・ドイツ・台湾）。また、同教授とドイ

ツにおける「世話人」制度とイギリス保護裁判所の調査を共同で行った。オーストリア世話人協会とドイツ世話人協会での現地調査の実施には同教授の助言を得、研究の貴重な資料を収集できた。なお、横浜において「成年後見法世界会議」の開催運営・参加、各国研究者と情報交換をすることができた。これらの調査研究により、海外モデルと日本モデルの相違点の整理・分析を行い、地域ネットワークの活用による高齢者財産管理の具体的なニーズや行政・司法機関・NPO法人における実務担当者や成年後見制度の担い手の組織としての課題が明らかになった。

##### (4) 財産管理の地域モデルの策定

高齢者の財産管理モデルとして、地域資源である既存の担い手となる制度の利用と地域単位での連携を考慮したモデルを策定した。具体的には、①県単位での総合的な成年後見支援センターを創設し、そこに公的な監理監督機能と受託者機能を与える。このセンターにおいて各種後見制度と関連する福祉制度の法的コーディネートや助言を行う。②各地域における既存組織（例えば、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員協会、弁護士会、司法書士会（リーガルサポート）など）は、後見人をサポートする機関としての基本契約を相互に地域内で包括的に締結する。ケースに応じて、地域の中で市民後見人に委嘱することも可能とする。③後見人等の権限濫用の防止に対する第三者的な観点から、制度の監督機能は地域の家庭裁判所または行政機関が負う。このような財産管理の地域モデルの構築がわが国の高齢化社会のインフラと成り得ることを検証できた。

(5) 課題と今後の研究の方向性

山梨県内においても高齢者・一人暮らし世帯の増加と共に、認知症ケアや財産管理など様々な形での支援やネットワーク作りが地域において模索され、実践されている。しかし、行政と専門職が協働し、地域資源を有効に活用するには、担い手となる制度の利用と彼らとの地域単位での連携がますます求められる。今後は、市民後見人等の人材の養成・継続的支援をどのように地域の中で行うか、大学の役割も含め研究の対象を具体化し、課題の解決に焦点を絞り込んでいくことにしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

- ① 新井誠 「意思能力低下・喪失対応型信託制度」法学新報 119[5・6]pp. 1-36 (2012 年 12 月) 査読有
- ② 新井誠 「成年後見法と信託法」ロースクール研究[20]pp. 78-80 (2012 年 12 月) 査読有
- ③ 新井誠 「成年後見法と『横浜宣言』」月刊社労士 48[8]pp. 18-19 (2012 年 8 月) 査読有
- ④ 新井誠 「障害者権利条約の理念と成年後見」実践成年後見[41]pp. 13-30 (2012 年 4 月) 査読有
- ⑤ 新井誠 「成年後見制度施行 10 年を振り返って」法と精神医療[26]pp. 1-21 (2011 年 11 月) 査読有
- ⑥ 新井誠 「認知症患者の権利保護」日本内科学会雑誌 100pp. 2195-2199 (2011 年 8 月) 査読有
- ⑦ 新井誠 「高齢者取引と成年後見制度」銀行実務[627]p. 7 (2011 年 8 月) 査読有

- ⑧ 新井誠 「成年後見制度施行 10 年」法学セミナー [676]pp. 62-63 (2011 年 4 月) 査読有
- ⑨ 新井誠 「『横浜宣言』と成年後見制度の改革」ジュリスト[1415]pp. 2-7 (2011 年 2 月) 査読有
- ⑩ 新井誠 「日本の成年後見法の展望」実践成年後見[36]pp. 129-141(2011 年 1 月) 査読有

[学会発表] (計 2 件)

- ① 澁谷彰久 「財産管理と同意留保の日独比較」成年後見法に関する日独シンポジウム報告・新井誠 同基調報告、ベルリン日独センター (Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin) (2012 年 5 月 3 日)
- ② 澁谷彰久 「日本の成年後見制度—地域における現状と課題—」報告・新井誠 同基調報告、台湾法務省 (2011 年 11 月 18 日)

[図書] (計 3 件)

- ① 澁谷彰久 「高齢者への見守りと地域連携の総合的研究」山梨県立大学地域交流センター (平成 24 年度活動報告書) 2013 年 3 月 (2013)
- ② 澁谷彰久 『信託法制の展望』(第 16 章「任意後見制度と信託」)(共著 新井誠・神田秀樹・木南敦編 日本評論社 397-408 頁 総 653 頁) 2011 年 4 月
- ③ 澁谷彰久 「地域における高齢者保険契約の問題点」生命保険に関する調査研究報告(要旨)(No. 22)(財)かんぽ財団(43-49 頁 総 85 頁) 2010 年 7 月

[その他]

- ① 澁谷彰久 コーディネーター・司会：ミズーリ大学ロースクール D. イングリッシュ教授講演「医療同意とアメリカ法制度についてアメリカにおける「ヘルスケア・ディシジョン」の法理と運用」(2013 年 3 月)
- ② 澁谷彰久 コーディネーター・司会：山梨県立大学地域研究交流センター春季総合講座特別企画 3 学部共催シンポジウム 統一テーマ「あなたの老後、どう支えますか? —市民と専門職の地域連携を目指して—」(2012 年 6 月)

- ③ 澁谷彰久講演：韮崎市シンポジウム：老後をみんなで支え、共に生きる社会を考える  
基調講演「住み慣れた地域で安心して暮らしていくために-任意後見制度のすすめ-」  
(2012年1月29日)
- ④ 澁谷彰久 民事信託推進センター 講演  
「預金口座の信託的機能」(2012年1月11日)
- ⑤ 澁谷彰久オーストリア ニーダーエース  
タライヒ州成年後見協会年報 Zeitung  
des NÖ Landesvereins für  
Sachwalterschaft und  
Bewohnerververtretung「日本の成年後見制度  
について (das japanische  
Sachwalterrecht lese)」掲載 (2011年  
11月)
- ⑥ 澁谷彰久 山梨県立大学コミュニティー  
カレッジ講座講師 テーマ：「あなたの老後  
を見守る法律—成年後見制度について—」  
(2011年6月)
- ⑦ 澁谷彰久 コーディネーター・司会：山梨県立大  
学教育 GP 主催 成年後見法施行10周年  
記念講演会「あなたの財産を誰に託します  
か?—超高齢化社会における地域連携と  
法—」(2010年7月)

柳田 正明 (YANAGIDA MASA AKI)  
山梨県立大学・人間福祉学部・教授  
研究者番号：80328880

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

澁谷 彰久 (SHIBUYA AKIHISA)  
山梨県立大学・国際政策学部・教授  
研究者番号：40550463

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

新井 誠 (ARAI MAKOTO)  
中央大学・法学部・教授  
研究者番号：40146741

佐藤 悦子 (SATO ETSUKO)  
山梨県立大学・看護学部・教授  
研究者番号：40279899